

26 問題 ①(解答)

▼ 次の記述について、正しいものには () に “○” を、誤ったものには “×” を記入願います。

- ① 他所蔵置場所は、指定保税地域又は保税蔵置場と同等の機能を有するものであることから、他所蔵置場所にある外国貨物について法第40条第2項の「簡単な加工」も行うことができる。 (×)

理由:スライド8にも記載しているように、確かに他所蔵置場所では蔵置場とほぼ同等の機能を有していますが、法第36条第2項において、法第40条第1項に係る行為のみ認めており、「簡単な加工」はできないとされています。

- ② 外国貨物について、法第32条の規定により税関長の許可を受け、成分検査に使用し、消滅した場合には当該数量を差し引いた数量により輸入申告を行うことができる。 (×)

理由:見本の一時持出しの許可基準等については、基本通達32-1で規定していますが、この中で、税関長が指定した期間内に元の保税地域に戻し入れるのが原則です。

ただし、持ち出した貨物が税関長の指定した期間内に保税地域に残存する貨物と一括して輸入許可を受けた場合には戻し入れる必要はありません。

- ③ 輸出許可済貨物をコンテナに詰める前に、荷受人の要望により貨物の外装にバーコードが記載されたシールを貼る場合には、既に輸出の許可を受けているため、特段、保税の手続きは必要ない。 (×)

理由:輸出許可済貨物は外国貨物となるため、外国貨物の外装にシールを貼る行為は法第40条第1項に規定する行為に該当する可能性が高いため保税台帳への記帳が必要となります。

- ④ 同時蔵置を行う場合には、あらかじめ税関にその旨を届け出る必要がある。 (×)

理由:同時蔵置については、スライド11～13において説明いたしましたように、倉主の皆様の自主的な判断(保税手続の必要なし)で行うことができますが、不明な点や不安な点等があれば、事前に税関へ相談していただければと思います。

26 問題 ②(解答)

▼ 次の記述について、正しいものには () に “○” を、誤ったものには “×” を記入願います。

- ① 保税蔵置場については、毎月、許可手数料を納付する必要があるが、収容能力が不足し、保税蔵置場の面積を増加する場合、手数料の額に変更がないときは、税関手続きの必要はない。(×)

理由:スライド19、20で説明しましたように、手数料に変更がなくとも、収容能力(収容面積)が増加又は減少する場合には、あらかじめ税関への届出が必要です。

- ② 内部監査で、CPどおりの事務処理がなされていなかった場合に、法令違反となる。(○又は×)

理由:事務処理の内容により、法令違反となる可能性がありますので、速やかに税関へ報告していただくのがベターと思います。

- ③ 保税業務検査において、記帳義務違反が発覚し、合計点数が70点であれば、許可の取消しには至らない。(×)

理由:合計点数が60点を超える場合には、税関長が許可を取消すことがやむを得ないと判断したときは、蔵置場の許可が取消される可能性がありますので、留意願います。

- ④ 保税蔵置場に蔵置されていた外国貨物が盗難にあった場合には、関税及び消費税が直ちに徴収される。(×)

理由:関税はいわゆる倉主責任により徴収されますが、消費税については、消費税法及び輸徴法に貨物を占有している者から税を徴するような規定を設けていないため、徴収されないことになっています。